

■第380回食品安全委員会

日時：平成23年4月28日（木）14：00～15：24

傍聴者：18名

議事概要：

（１）食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成23年度評価依頼
予定物質について

・厚生労働省から説明。

（２）飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質（平成23年度）につ
いて

・農林水産省から説明。

（３）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明
について

○添加物 6品目

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1) カンタキサンチン | 2) 酸性リン酸アルミニウムナトリウム |
| 3) 酢酸カルシウム | 4) 酸化カルシウム |
| 5) クエン酸三エチル | 6) イソプロパール |

・厚生労働省から説明。

・「酸性リン酸アルミニウムナトリウム」については補足資料の提出を受けた上で、本6件につ
いて添加物専門調査会において審議することとなった。

* 1) 甲殻類や魚介類（サケ・マス）、食用キノコ類、フラミンゴなどに天然に含まれている成分
を主成分とするものです。鶏、ギンザケ及びニジマス用の飼料添加物として指定されています。

欧米では、ストラスブール風ソーセージの着色料等として使用が認められています。

* 2) 欧米では、パン製造過程等での膨張剤として使用が認められています。

* 3) 欧米では、一般食品に対してpH調整剤、安定化剤等として使用が認められています。

* 4) 欧米では、一般食品への使用が認められています。

* 5) 欧米では、食品のフレーバー、溶剤等として使用が認められています。

* 6) 果実、野菜、乳製品、酒類又は加工食品等に含まれる成分を主成分とするものです。我が
国では既に香料として指定されています。欧米では、香料の他、食品成分の製造加工時の抽出溶
剤等として使用が認められています。

○添加物及び農薬

- 1) フルジオキシニル

・厚生労働省から説明。

・本件について農薬専門調査会で審議することとなった。

* 殺菌剤で、稲、にら、ぶどう等に使用します。ピーマン、すいか、にんじんへの適用拡大申請
がされています。今回、遺伝毒性試験の文献とそれに関する確認試験の結果に伴う意見聴取がさ
れています。

○農薬 12品目（8）～12）はポジティブリスト制度関連）

（11）及び12）は飼料中の残留農薬基準関連）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1) シメコナゾール | 2) シラフルオフェン |
| 3) ピラフルフェンエチル | 4) プロピザミド |
| 5) メタフルミゾン | 6) レピメクチン |
| 7) キノメチオナート | 8) エタメツルフロメチル |
| 9) ジスルホトン | 10) プロパジン |

・厚生労働省から説明。

- | | |
|-------------|-----------|
| 11) ブロモキシニル | 12) マラチオン |
|-------------|-----------|

・厚生労働省及び農林水産省から説明。

・本12件について農薬専門調査会において審議することとなった。

* 1) 殺菌剤で、稲、りんご、かぼちゃ、だいず等に使用します。

今回、こんにゃく、ごぼう、ほうれんそうへの適用拡大申請がされています。

* 2) 殺虫剤で、稲、だいず、りんご等に使用します。今回、茶への適用拡大申請及び畜産物へ

の基準値設定の要請がされています。

* 3) 除草剤で、小麦、ばれいしょ等に使用します。今回、たまねぎ及びねぎへの適用拡大申請がされています。

* 4) 除草剤で、レタス、たまねぎ等に使用します。今回、しゅんぎくへの適用拡大申請及びレタスへのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

* 5) 殺虫剤で、キャベツ、はくさい等に使用します。今回、だいず、さといも、かんしょ、だいこん、非結球あぶらな科葉菜類、ブロッコリー、レタス、サラダ菜、しょうが、えだまめへの適用拡大申請及び魚介類への基準値設定の要請がされています。

* 6) 殺虫剤で、トマト、なす、レタス、かんきつ、りんご等に使用します。今回、だいず、かんしょ、非結球あぶらな科葉菜類、カリフラワー、非結球レタス、アスパラガス、ピーマン、メロン、ほうれんそう、えだまめ、もも、おうとうへの適用拡大申請及び魚介類への基準値設定の要請がされています。

* 7) 殺菌剤で、きゅうり、トマト等に使用します。今回、かんきつ、りんごへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 8) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 9) 殺虫剤で、だいず、だいこん等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 10) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 11) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。また、ポジティブリスト制度導入に伴う飼料中の残留基準が設定されています。

* 12) 殺虫剤で、稲、だいず、だいこん、りんご等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。また、ポジティブリスト制度導入に伴う飼料中の残留基準が設定されています。

○動物用医薬品

1) ジミナゼン

- ・厚生労働省から説明。
- ・本件について動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。
- * 抗原虫剤で、牛のパベシア症、タイレリア症に用いられます。

○農薬（評価要請の取下げ）

1) チアクロプリド

- ・厚生労働省から説明。
- ・本件について平成22年11月10日付けで食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき意見を求められた食品健康影響評価について中止することとなった。
- * 殺虫剤で、稲、きゅうり、りんご、もも等に使用します。こまつなへの適用拡大申請がされていましたが、今回、適用拡大申請が取り下げられました。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（4）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

- 1) 「乾燥耐性トウモロコシMON87460系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について
 - ・「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないと判断した。」
 - との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。
 - * 乾燥条件下における収量の減少が抑制されるトウモロコシです。

（5）食品安全モニターからの報告（平成23年1月、2月分）について

- ・事務局から報告。

（6）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成23年2、3月分）について

- ・事務局から報告。